風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習及び調査業務の実施要領について(通達甲)

平成28年６月22日
生企発第575号
部長及び参事官
所属長
30年保存(口訓)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく管理者講習及び調査業務については、「高知県風俗環境浄化協会に対する風俗営業の管理者講習及び調査業務の委託について(通達)」(昭和61年６月10日高防発第427号。以下「委託通達」という。)に基づき、高知県風俗環境浄化協会として指定を受けた公益社団法人高知県防犯協会に委託して実施しているところであるが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行により、許可、届出等を要する営業種別に新たに特定遊興飲食店営業が規定されたこと等に伴い、別添のとおり「管理者講習及び調査業務の実施要領」を定め、平成28年６月23日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲の運用をもって、委託通達は廃止する。

別添

管理者講習及び調査業務の実施要領

第１　趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第39条第２項第５号から第７号までの規定により、公安委員会が高知県風俗環境浄化協会として指定を受けた公益社団法人高知県防犯協会(以下「防犯協会」という。)に委託して行う管理者講習及び調査業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　委託する業務の内容

１　管理者講習

管理者講習とは、法第24条第６項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定に基づき、風俗営業及び特定遊興飲食店営業の営業所の管理者に対して行う講習(以下「講習」という。)をいう。

講習の種別は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。)第39条第１項の規定により定期講習、処分時講習及び臨時講習に区分する。

２　調査業務

調査業務とは、法第39条第２項第６号及び第７号(法第10条の２第１項の認定の申請に係る調査を除く。)に規定する業務をいい、許可に係る調査と承認に係る調査(遊技設備の調査等署長が行う調査を除く。)とに区分する。

(1)　許可に係る調査

許可に係る調査とは、法第３条第１項に規定する風俗営業の許可及び法第31条の22に規定する特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る営業所に関し、次の事項を調査することをいう。

ア　構造設備の調査

営業所の構造又は設備(法第４条第４項に規定する遊技機を除く。以下同じ。)が、規則第７条に規定する技術上の基準に適合しているか否かの調査

イ　設置地域の調査

(ア)　風俗営業の営業所が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年県条例第24号。以下「条例」という。)第４条に規定する営業所の設置を制限する地域内に所在していないかどうかの調査

(イ)　特定遊興飲食店営業の営業所が、条例第23条に規定する営業所の設置が許容される地域内に所在しているか否かの調査

(2)　承認に係る調査

法第９条第１項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の変更の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が、風俗営業の種別に応じて規則第７条に規定する技術上の基準又は規則第75条に規定する特定遊興飲食店営業の技術上の基準に適合しているか否かの調査

第３　講師及び調査員の要件等

１　要件

(1)　講師の要件

講習に従事する者(以下「講師」という。)は、普通乗用自動車を運転することができる資格を有する者でなければならない。ただし、生活安全企画課長(以下「生企課長」という。)が特に認めた場合は、この限りでない。

(2)　調査員の要件

調査業務に従事する者(以下「調査員」という。)は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。ただし、生企課長が特に認めた場合は、この限りでない。

ア　普通乗用自動車を運転することができる資格を有すること。

イ　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当せ

ず、また、調査員として不適当と認められる事由がないこと。

2　任用手続

(1)　生企課長は、防犯協会が講師及び調査員(以下「職員」という。)を任用しようとするときは、防犯協会から次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、前年度から引き続き同一の職員を任用しようとする場合は、これを省略することができる。

ア　別記第１号様式の職員承認申請書

イ　職員の履歴書

(2)　生企課長は、(1)の書類の提出を受けた場合において、当該申請に係る者が委託業務を適正かつ確実に行うことができると認めたときは、別記第２号様式の承認通知書を交付して、承認するものとする。ただし、(1)のただし書に該当する者については、承認通知書を交付することなく任用を承認したものとみなす。

3　解任

生企課長は、防犯協会が２の手続により承認した職員を解任した場合においては、解任後、速やかに防犯協会から別記第３号様式の解任届を徴するものとする。

4　調査員の分限請求

生企課長は、調査員が地方公務員法第28条第１項及び第２項に該当することとなった場合は、防犯協会に対して、調査員を免職し、又は休職させることを請求しなければならない。この場合において、生企課長は、防犯協会から措置の経過及び結果に係る報告を、文書により求めるものとする。

5　調査員の懲戒請求

生企課長は、調査員がこの実施要領に違反したときは、防犯協会に対して懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を行うよう請求しなければならない。この場合において、生企課長は、防犯協会から措置の経過及び結果に係る報告を、文書により求めるものとする。

6　研修会の開催

生企課長は、委託業務の適正な実施を図るために必要があると認めるときは、生活安全企画課が開催する研修会に職員の出席を求め、委託業務の実施に必要な教養を行うものとする。

第４　講習

1　実施の基準

(1)　定期講習

定期講習は、原則として管理者として選任された日の属する年度(４月１

日から翌年の３月31日までの期間をいう。以下同じ。)において行い、その後３年ごとに行うものとする。

なお、年度内における定期講習の実施回数及び実施時期は、風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者(以下「風俗営業者等」という。)の数、管理者の異動の状況、風俗営業者等の要望等諸般の事情を総合的に勘案して判断し、各年度において平均的に定期講習が行われるよう配慮するものとする。

(2)　処分時講習

処分時講習は、当該処分の日からできる限り早期に行うことが望ましいが、当該処分を受けた風俗営業者等の数等諸般の事情を考慮して１年度に数回まとめて実施することができるものとする。

(3)　臨時講習

臨時講習は、次に掲げる場合に、その都度行うものとする。

ア　特定の種類又は特定の地域の風俗営業及び特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等」という。)について同種の違反行為が多数行われている状況にあり、管理者を集めて講習を行うことによってこれらの事情を解消し、風俗営業等の健全化を図ることができると認められる場合

イ　法令の重要な改正があり、管理者に周知させる必要がある場合

ウ　定期講習及び処分時講習を行った場合であって、管理者が講習内容を十分に理解していないと認められる場合。ただし、この場合における臨時講習の実施回数は、１回を限度とする。

エ　アからウまでのほか、講習を行う必要がある特別の事情がある場合

２　講習内容

定期講習及び処分時講習に係る講習事項、区分、内容等については、別表の管理者講習の実施基準のとおりとする。

３　講習実施基本計画の策定等

(1)　講習実施基本計画の策定

生企課長は、年度ごとに、当該年度における講習の実施時期、対象管理者、実施方法等を定めた講習実施基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、防犯協会に交付するものとする。

(2)　講習カリキュラムの作成

生企課長は、講習を適正かつ効果的に行うため、防犯協会に対し、あらかじめ基本計画に基づいて講習細目、講師の氏名及び使用する教材を定めた講習カリキュラム(以下「講習カリキュラム」という。)を作成させるものとする。

(3)　承認

生企課長は、防犯協会が講習カリキュラムを作成したとき及び変更したときは、防犯協会に当該講習カリキュラムの提出を求め、内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

4　講習方法

(1)　講習に使用する教材

ア　講習において使用する教本は、次の教材又はこれと同等以上のものとする。

(ア)　接待飲食等営業及び特定遊興飲食店営業

風営適正化法管理者ハンドブック(風俗営業(接待飲食等営業)、特定遊興飲食店営業)(全国風俗環境浄化協会発行、警察庁生活安全局保安課監修)

(イ)　遊技場営業

風営適正化法管理者ハンドブック(風俗営業(遊技場営業))(全国風俗環境浄化協会発行、警察庁生活安全局保安課監修)

イ　生企課長は、アのほか、本県の実情を勘案し、防犯協会と協議して作成した教材(例えば、公安委員会の管轄区域内における法令違反の状況等に応じて作成した教材)を使用させることができる。

(2)　視聴覚教材の活用

講習は、視聴覚教材を積極的に活用するなど多角的な講習となるよう努めるものとする。

(3)　講習は、原則として風俗営業の種別に応じて行うように努めるものとする。ただし、接待飲食等営業及び特定遊興飲食店営業に係る講習については、これらを併せて行うことができる。

(4)　受講人員は、原則として、１会場当たり50人程度とすること。

(5)　講習の会場は、受講者の利便性等を考慮し、生企課長が警察署その他講習を行うに適した場所を選定し、防犯協会を通じて通知するものとする。

5　講習手続等

(1)　事前準備

ア　講習実施事務連絡

風俗営業及び特定遊興飲食店営業の営業所の所在地を管轄する署長(以下「管轄署長」という。)は、生企課長から講習の実施について連絡を受けたときは、別記第４号様式の講習受講者名簿(以下「名簿」という。)の「管理者の氏名」及び「通知に係る営業所関係」欄を記載し、防犯協会に送付するものとする。

イ　講習の通知

(ア)　生企課長は、規則第40条第１項の規定により、講習の実施予定期日の30日前までに、防犯協会を通じて、当該講習を行おうとする風俗営業者等に対して規則別記様式第16号又は別記様式第46号の管理者講習通知書(以下「通知書」という。)により通知するものとする。

なお、通知書の記載については、次の点に留意するものとする。

a　講習を行う日時

講習実施期日及び時間が明らかになるように記載すること。

(例)○○○年○月○日(○曜日)

午後○時から午後○時まで

b　講習を行う場所

講習場所が明らかになるように記載すること。

(例)○○ビル　６階大会議室(○○県○○市○○町○丁目○番○号)

c　備考

「備考」欄は、手数料の納入時期及び納入方法、会場に受講者が持参すべきもの等講習の実施に関し風俗営業者等に連絡する必要がある事項を記載すること

(イ)　通知書には、発行年及び講習の種別を冠した各年ごとの一連番号を付すものとする。

(例)28定第○○号、28処第○○号、28臨第○○号

ウ　理由書の受理

管轄署長は、風俗営業者等から講習を受講させることができない旨の連絡を受けたときは、当該風俗営業者等に別記第５号様式の理由書(以下「理由書」という。)を提出させ、防犯協会に電話連絡をした後、当該理由書の写しを速やかに送付するものとする。

(2)　講習会場における事務

ア　受付

(ア)　講習の受付は、防犯協会と連携し、講習を行う場所を管轄する署の生活安全係(以下「生活安全係」という。)が講習開始30分前から行うものとする。

(イ)　生活安全係は、受付に当たって受講者から通知書及び風俗営業等管理者証を提出させて本人確認を行い、手数料(高知県収入証紙)を徴収するものとする。

(ウ)　通知書及び風俗営業等管理者証を忘れた者については、自動車運転免許証等の身分を証明するものにより、受講対象者であることを確

認し、確認することができた者に限り受講させるものとする。

(エ)　講習開始時刻に１時間を超えて遅れた者については、原則として、受講させないものとする。

イ　講習等

(ア)　講習は、講習カリキュラムに基づいて行うものとする。

(イ)　管轄署長は、防犯協会が講習を円滑に行うことができるよう、配慮するものとする。

ウ　効果の測定

(ア)　講習は、受講者の理解の程度を把握するとともに、将来の講習の改善等の資料とするため、講習事項に関し、効果の測定(以下「考査」という。)を行うものとする。

(イ)　考査は、正誤式問題とし、20問(１問５点とし、100点満点とする。)を出題するものとする。

(ウ)　考査の問題は、生企課長が防犯協会と協議して作成するものとする。

(エ)　生企課長は、考査の結果、定期講習及び処分時講習に関して理解が十分でないと認められる管理者に対して、１回を限度として、臨時講習を行うことができる。

エ　受講証明書の交付

(ア)　講習を終了したときは、別記第６号様式の受講証明書(以下「受講証明書」という。)を交付し、名簿の「受講証明書」欄に交付月日及び受講証明書の番号を記載するものとする。

(イ)　受講証明書には、発行年及び講習の種別を冠した各年ごとの一連番号を付すものとする。

(例)28定第〇〇号

(3)　講習終了後の事務

ア　考査の確認

生企課長は、講習終了後、防犯協会に対して、講習時に実施した考査の採点を行わせ、その結果を別記第７号様式の管理者講習効果測定簿(以下「測定簿」という。)に記録させるとともに、別記第８号様式の管理者講習効果測定実施結果表(以下「結果表」という。)を作成させるものとする。

イ　臨時講習受講者名簿の作成

考査の結果、正解率が50パーセントに満たない者については、必要に応じ、臨時講習の対象者として、名簿の作成に準じて臨時講習受講者名

簿を作成するものとする。

ウ　理由書の徴収等

（ア）　生企課長は、防犯協会から実施した講習に関して管理者が正当な理由なく当該講習を受講しなかった旨の連絡を受けた場合は、管轄署長に対し、次の事項を指示するものとする。

a　当該管理者に係る風俗営業者等から受講させることができなかった旨の理由書を徴収すること。

b　当該風俗営業者等に対して、後日に行う予定の講習を早期に管理者に受講させるよう連絡及び指導等をすること。

（イ）　管轄署長は、生企課長から(ア)の指示があったときは、速やかに対応するとともに、後日実施する予定の講習の期日及び場所を風俗営業者等に連絡するものとする。

エ　結果報告

（ア）　生企課長は、防犯協会に対し、講習ごとにその結果をとりまとめ、別記第９号様式の管理者講習実施結果報告書(以下「報告書」という。)に名簿の写し、測定簿及び結果表を添付の上、報告させるとともに、名簿の写しは管轄署長に送付させるものとする。

（イ）　防犯協会が臨時講習の対象となった者に係る臨時講習受講者名簿を作成したときは、報告書に同名簿の写しを添付するものとする。

オ　関係書類等の保存期間

講習の関係書類の保存期間は、名簿にあっては10年、報告書にあっては５年、その他の関係書類にあっては３年とし、その起算日は、講習を実施した日の属する年の翌年の初日とする。

第５　調査業務

１　調査を委託する署

調査を防犯協会に委託する署は、高知署、高知南署及び高知東署とする。

２　実施方法

(1)　調査依頼の受理

調査を委託する管轄署長は、風俗営業等の許可又は構造、設備の変更承認の申請を受理したときは、速やかに別記第10号様式の調査依頼書(以下「調査依頼書」という。)を作成し、防犯協会に調査を依頼するものとする。

(2)　調査

ア　調査は、全て現地調査によるものとする。

イ　調査は、調査依頼書を受理した後、やむを得ない場合を除き、１週間以内にこれを完了するものとする。

(3)　結果回答

ア　調査を委託した管轄署長は、防犯協会に対し、調査結果を別記第11号様式の調査実施結果回答書(以下「回答書」という。)により回答させるものとする。

イ　回答書は、調査の種別に応じて、次の書類を添付するものとする。

(ア)　許可に係る調査

a　別記第12号様式の構造設備に関する調査結果

b　別記第13号様式から別記第17号様式までの構造設備調査表のうち、営業の種別に応じて作成したもの

c　別記第18号様式の営業所の設置地域等に関する調査結果

d　別記第19号様式から別記第22号様式までの保全対象施設調査表のうち、営業所の設置地域に応じて作成したもの

e　営業所周辺における地域制限の対象となる保全対象施設名及び当該施設から営業所までの距離を記載した地図

f　営業所の平面図その他必要な書類

(イ)　承認に係る調査

a　別記第12号様式の構造設備に関する調査結果

b　別記第13号様式から別記第17号様式までの構造設備調査表のうち、営業の種別に応じて作成したもの

c　営業所の平面図その他の必要な書類

(4)　生企課長は、必要があると認めるときは、防犯協会が実施した調査業務について、再調査を命じ、又は自ら調査することができる。

3　調査実施上の留意事項

調査を委託した管轄署長は、許可又は承認の可否に直接影響を及ぼす調査業務の重要性を鑑み、調査員に対して次の事項を徹底させ、厳正公平な調査業務が行われるよう努めるものとする。

(1)　風俗環境浄化協会に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第３号)第４条第２項の規定により、防犯協会から交付を受けた身分証明書を携帯し、関係者の請求の有無にかかわらず、これを提示して調査のために来たことを告げるなど調査が円滑に行われるように配意すること。

(2)　調査対象営業所の風俗営業者等と事前に連絡をとり、調査の日時を打ち合わせるなど、できる限り営業に支障を及ぼさないよう配意すること。

(3)　調査項目の変更及び改善の指示等は、一切行わないこと。

(4)　調査業務の公平性を疑われるような言動は厳に慎むとともに、名目の如何を問わず、風俗営業者等から金銭、物品等を収受し又は供応を受けない

こと。

４　関係書類等の保存期間

調査業務の関係書類の保存期間は、５年とし、その起算日は、調査を実施した日の属する年の翌年の初日とする。

第６　指導監督

生企課長は、委託業務の適正な実施を図るため、随時必要な指導監督を行うことができる。

第７　指示

この実施要領に定めのない事項に関し、講習及び調査業務を行う上で疑義を生じた場合は、生企課長の指示するところにより行うものとする。

別表(第４関係)

管理者講習の実施基準

１　定期講習の実施基準

講習事項	区分	内容
１　法その他営業所における業務を適正に実施するために必要な法令に関すること(２時限)	(1)　風営適正化法等その１ ～法の基本的な仕組み～	○　法の目的 ○　許可制度の仕組み ○　承認制・届出制及びそれらの手続 ○　苦情の処理に関する帳簿及び従業者名簿の備付け方法及び記載に当たっての留意事項 ○　報告及び立入りへの対応 ○　少年指導委員 ○　風俗環境浄化協会
	(2)　風営適正化法等その２ ～遵守事項等～	○　法及び条例に規定する遵守事項 ○　遵守事項と禁止行為との違い
	(3)　風営適正化法等その３ ～禁止行為等～	○　禁止行為 ○　行政処分の種類及びその事由 ○　営業活動に伴い違反しやすい法令
２　法第24条第３項(法第31条の23において	(1)　管理者の業務その１ ～指導・助言業務等	○　風俗営業等の現状及び問題点 ○　管理者の任務及び役割 ○　指導・助言の内容及び方法

準用する場合を含む。以下同じ。)及び規則第38条(規則第97条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する管理者の業務を適正に実施するための必要な知識及び技能に関すること(２時限)	～	○　指導上作成すべき書類及びその作成要領 ○　構造設備の点検の実施等の管理の方法 ○　構造設備の点検の実施等の管理上作成すべき書類及びその作成要領
	(2)　管理者の業務その２ ～苦情の処理等～	○　市民等からの苦情の処理及び暴力団等の排除の要領 ○　年齢確認その他未成年者を発見する方法 ○　発見した未成年者について講ずべき措置 ○　苦情の処理に関する帳簿及び従業者名簿の記載要領及びその管理の方法
３　遊技場営業の管理に関すること(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「政令」という。)第８条に規定する営業に係る管理者に限る。)(１時限)	遊技場営業の管理	○　遊技機の基準 ○　遊技機の認定・検定制度 ○　遊技機の変更の承認及び届出 ○　遊技機の点検の実施等の管理の方法 ○　遊技機の点検の実施等の管理上作成すべき書類及びその作成要領 ○　ぱちんこ等への依存防止対策
備考　この表において、１時限は50分とする。		

２　処分時講習の実施基準

講習事項	区分	内容
1　法その他営業所における業務を適正に実施するために必要な法令に関すること（２時限）	(1)　風営適正化法等その１ ～遵守事項等～	○　法の目的 ○　法及び条例に規定する遵守事項 ○　遵守事項と禁止行為との違い ○　苦情の処理に関する帳簿及び従業者名簿の備付け
	(2)　風営適正化法等その２ ～禁止行為等～	○　禁止行為 ○　行政処分の種類、意義、事由等 ○　営業活動に伴い違反しやすい法令
2　法第24条第３項及び規則第38条に規定する管理者の業務を適正に実施するための必要な知識及び技能に関すること（１時限）	(1)　管理者の業務その１ ～指導・助言業務等～	○　風俗営業等の現状及び問題点 ○　管理者の任務及び役割 ○　指導・助言の内容及び方法 ○　指導上作成すべき書類及びその作成要領 ○　構造設備の点検の実施等の管理の方法 ○　構造設備の点検の実施等の管理上作成すべき書類及びその作成要領
	(2)　管理者の業務その２ ～苦情の処理等～	○　市民等からの苦情の処理及び暴力団等の排除の要領 ○　年齢確認その他未成年者を発見する方法 ○　発見した未成年者について講ずべき措置 ○　苦情の処理に関する帳簿及び従業者名簿の記載要領及びその管理の方法
3　風俗営業者等若しくは代理人又は従業	管理者の講ずべき措置	○　法令違反の状況、事例、問題点等 ○　違反の態様に応じた指導・助

者が再び法令の規定に違反することを防止するために管理者として講ずべき措置に関すること（１時限）		言の内容及び方法並びに指導計画の作成要領 ○　営業所の構造、設備等の改善措置要領 ○　その他管理者の講ずべき措置
４　遊技場営業の管理に関すること（ぱちんこ屋及び政令第８条に規定する営業に係る管理者に限る。） （１時限）	遊技場営業の管理	○　遊技機の基準 ○　遊技機の認定・検定制度 ○　遊技機の変更の承認及び届出 ○　遊技機の点検の実施等の管理の方法 ○　遊技機の点検の実施等の管理上作成すべき書類及びその作成要領 ○　ぱちんこ等への依存防止対策
備考 １　この表において、１時限は50分とする。 ２　講習事項１、２及び４については、受講者に係る違反の態様を考慮して講習内容を変更することができる。 ３　講習事項３の項の「その他管理者の講ずべき措置」については、受講者に係る違反の態様を考慮して特に講ずべき措置がある場合に、当該措置について説明するものとする。		

別記
第1号様式(第3関係)

高知県公安委員会　殿　　年　　月　　日

公益社団法人高知県防犯協会

職員承認申請書

当協会の事務職員である下記の者を、管理者講習を行う講師又は調査業務を行う調査員として任用したいので、承認されたく申請します。

記

承認事項		□　講師　　□　調査員
被承認者	本籍	
	住所	
	氏名 （生年月日）	
	経歴の概要	
	保有する資格	
備考		

注　該当する□に、レ印を付してください。

第2号様式(第3関係)

第　　号

公益社団法人高知県防犯協会　殿　　年　　月　　日

高知県公安委員会

承認通知書

下記の者を、□　管理者講習の講師
□　調査員　として承認する。

記

被承認者

住所

氏名

年　　月　　日生(　　歳)

第3号様式(第3関係)

第　　号

高知県公安委員会　殿　　年　　月　　日

高知県風俗環境浄化協会

解任届

下記のとおり、□　管理者講習の講師
□　調査員　を解任したので、届け出ます。

記

解任した職員	住　　所	
	氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日生(　　歳)
	電話番号	
指定年月日	年　　月　　日	
解任年月日	年　　月　　日	
解任の理由等		

注　該当する□に、レ印を付してください。

第4号様式(第4関係)

講習受講者名簿	講習区分		講習年月日	年　月　日	講習場所	

講習通知書		管理者の氏名	通知に係る営業所関係						受講証明書			備考
発送番号	発送月日		許可番号	営業の種別	営業所名	営業所の所在地	営業者名	営業者住所(電話番号)	交付月日	番号	受領者	

注　「備考」欄は、理由書の提出の有無、講習日に受講しなかったこと及び他の講習場所で受講する旨等を記入すること。

第5号様式(第4関係)

高知県公安委員会　殿　　年　　月　　日

届出者　住所
氏名
(電話番号　　)

理由書

次の理由により、管理者講習を受講させることが　できません
できませんでした　ので、お届けします。

営業所の名称	
営業の種別	□　法第2条第1項第　号の営業(　　) □　特定遊興飲食店営業
営業所の所在地	電話番号(　　―　　―　　)
営業者の氏名(法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名)	
管理者の氏名	
管理者講習の通知書の番号	
受講させることができない又はできなかった理由	

注1　あらかじめ管理者講習を受講させることができないことが判明している場合にあっては「できません」を、当日受講できなかった場合にあっては「できませんでした」を〇で囲んでください。

注2　「営業の種別」欄は、該当する□にレ印を付し、風俗営業の場合は、括弧内に営業の種別を記載してください。

第6号様式(第4関係)

第　　号

受　講　証　明　書

氏　　名

年　　月　　日生

営業所の名称

営業所の所在地

講　習　の　種　別

営　業　の　種　別　　□　風俗営業　(法第2条第1項第　号営業)

□　特定遊興飲食店営業

受　講　年　月　日　　年　　月　　日

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)に規定する講習を受講した者であることを証する。

年　　月　　日

高知県公安委員会　　印

第7号様式(第4関係)

管理者講習効果測定簿

番号	氏名	生年月日	効果測定結果		備考
			得点	判定	

第8号様式(第4関係)

管理者講習効果測定実施結果表

<table>
<tr><td>得点の区分</td><td>人数</td><td colspan="2">比率</td></tr>
<tr><td>100点</td><td>人</td><td>%</td><td rowspan="3">%</td></tr>
<tr><td>75～95点</td><td>人</td><td>%</td></tr>
<tr><td>50～70点</td><td>人</td><td>%</td></tr>
<tr><td>25～45点</td><td>人</td><td>%</td><td rowspan="2">%</td></tr>
<tr><td>0～20点</td><td>人</td><td>%</td></tr>
<tr><td>計</td><td>人</td><td colspan="2">100%</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第9号様式(第4関係)

第　　号

高知県公安委員会　殿　　年　　月　　日

高知県風俗環境浄化協会

管理者講習実施結果報告書

みだしのことについては、下記のとおりであるので報告します。

記

実施日時	
実施場所	
講習種別	定 期 講 習(　　)回目 処分時講習(　　)回目 臨 時 講 習(　　)回目
講　　師	
受講者数	人
考査結果	1　考査実施対象者　　人 2　臨時講習対象者　　人
備　　考	

注1　「講習種別」欄の括弧は、講習種別ごとの実施回数を記載してください。

注2　本報告書に、講習受講者名簿の写し及び管理者講習効果測定実施結果表を添付してください。臨時講習受講者名簿を作成したときは、同名簿の写しを併せて添付してください。

第10号様式(第5関係)

第　　号

高知県風俗環境浄化協会　殿　　年　　月　　日

署長

調査依頼書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2項第6号及び第7号の規定に基づく調査を、下記のとおり依頼します。

記

営業所	名　称	
	種　別	□　法第2条第1項第　　号の営業(　　) □　特定遊興飲食店営業
	所在地	電話番号(　　―　　―　　)
	営業者	
調査種別		□　許可　　□　構造設備の変更承認
調査事項		□　風俗営業所の設置制限地域等該当の有無 □　特定遊興飲食店営業所の設置許容地域該当の有無 □　構造設備の基準適合の有無
添付書類		□　許可申請書の写し　□　変更承認申請書の写し □　営業所の平面図　□　営業所周辺の略図 □　その他(　　)

注　該当する□に、レ印を付すこと。

第11号様式(第5関係)

(許・承)第　　号

高知県公安委員会　殿

年　　月　　日

高知県風俗環境浄化協会
(調査員　　)

調査実施結果回答書

年　　月　　日付け　　第　　号により調査依頼があった
営業所名称
所　在　地
に係る調査結果は、下記のとおりであるので回答します。

記

調査結果	□　許可 ○　構造設備の基準適合の有無 □適合する　□適合しない ○　制限地域等に該当の有無(風俗営業) □該当する　□該当しない ○　設置許容地域等に該当の有無(特定遊興飲食店営業) □該当する　□該当しない □　承認 ○　構造設備の基準適合の有無 □適合する　□適合しない
添付書類	□　構造設備に関する調査結果 □　構造設備調査表 □　営業所の設置地域等に関する調査結果 □　保全対象施設調査表 □　営業所の周囲の略図 □　営業所の平面図 □　その他(　　)

注　該当する□に、レ印を付してください。

第12号様式(第5関係)

構造設備に関する調査結果		
調　査　日　時		年　月　日　午前・午後　時　分から 年　月　日　午前・午後　時　分まで
調　査　員		
営業所	名　称	
	種　別	□　法第2条第1項第　号営業(　) □　特定遊興飲食店営業
	所　在　地	
	営　業　者	
調査結果	構造設備の基準に適合の有無	□　適合する □　適合しない
	具体的調査項目	別添「構造設備調査表」のとおり

注　該当する□に、レ印を付してください。

第13号様式(第5関係)

構造設備調査表 (1号営業関係)	営業所	名称	
		種別	1号営業 □キャバレー　□料理店 □待合　□カフェー

	調査項目	調査結果	備考
1	客室の床面積は、和風の客室に係るものにあっては一室の床面積を9.5平方メートル以上とし、その他のものにあっては一室の床面積を16.5平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない。	□適 □否	客室数　(　室) 実際の床面積 最小のもの(　㎡) 最大のもの(　㎡)
2	客室の内部が、当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。	□適 □否	
3	客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと(仕切り、ついたて、カーテン、椅子等については、その高さを明示すること。)。	□適 □否	設備の有無(括弧内には高さ、長さ等を記載すること。) 仕切り　□無　□有　(　) ついたて　□無　□有　(　) カーテン　□無　□有　(　) 椅子等　□無　□有　(　) その他(設備の名称等　)
4	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。	□適 □否	
5	客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	□適 □否	客室の出入口の総数(　) うち営業所外へ直接通ずるもの以外の出入口で施錠設備を設けているものの数(　)
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第30条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、5ルクス以下とならないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること(全てのスイッチ及び測定箇所とその照度との関係を明示すること。)。	□適 □否	別添「営業所の平面図」に記載した測定結果のとおり
7	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
備考			

注　該当する□に、レ印を付してください。

第14号様式(第5関係)

構造設備調査表 (2号営業・特定遊興飲食店営業関係)	営業所	名称	
		種別	□2号営業(低照度飲食店)　□特定遊興飲食店営業

	調査項目	調査結果	備考
1	客室の床面積は、一室の床面積を5平方メートル以上(客に遊興をさせる態様の営業にあっては、33平方メートル以上)とすること。	□適 □否	客室数　(　室) 実際の床面積 最小のもの(　m^2) 最大のもの(　m^2)
2	客室の内部が、当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること(2号営業の調査に限る。)。	□適 □否	
3	客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと(仕切り、ついたて、カーテン、椅子等については、その高さを明示すること。)。	□適 □否	設備の有無(括弧内には高さ、長さ等を記載すること。) 仕切り　□無　□有　(　) ついたて　□無　□有　(　) カーテン　□無　□有　(　) 椅子等　□無　□有　(　) その他(設備の名称等　)
4	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備(特定遊興飲食店営業にあっては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。)を設けないこと。	□適 □否	
5	客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	□適 □否	客室の出入口の総数(　) うち営業所外へ直接通ずるもの以外の出入口で施錠設備を設けているものの数(　)
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第30条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、5ルクス以下(特定遊興飲食店営業にあっては、規則第95条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、10ルクス以下)とならないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること(全てのスイッチ及び測定箇所とその照度との関係を明示すること。)。	□適 □否	別添「営業所の平面図」に記載した測定結果のとおり
7	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第6条に規定する数値(特定遊興飲食店営業にあっては、条例第25条に規定する数値)に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
備考			

注　該当する□に、レ印を付してください。

第15号様式(第5関係)

構造設備調査表 (3号営業関係)		営業所	名称	
			種別	3号営業(区画席飲食店)

調査項目		調査結果	備考
1	客室の内部が、当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。	□適 □否	
2	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。	□適 □否	
3	客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	□適 □否	客室の出入口の総数(　　) うち営業所外へ直接通ずるもの以外の出入口で施錠設備を設けているものの数(　　)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第30条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、10ルクス以下とならないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること(全てのスイッチ及び測定箇所とその照度との関係を明示すること。)。	□適 □否	別添「営業所の平面図」に記載した測定結果のとおり
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第3条第3項第1号ハに規定する設備を設けないこと。	□適 □否	長椅子その他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの □無　□有(　　)
備考			

注　該当する□に、レ印を付してください。

第16号様式(第5関係)

構造設備調査表 (4号営業関係)	営業所	名称	
		種別	4号営業(　　)

	調査事項	調査結果	備考
1	客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと(仕切り、ついたて、カーテン、椅子等については、その高さを明示すること。)。	□適 □否	設備の有無(括弧内には高さ、長さ等を記載すること。) 仕切り　□無　□有　(　　) ついたて　□無　□有　(　　) カーテン　□無　□有　(　　) 椅子等　□無　□有　(　　) その他(設備の名称等　　)
2	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。	□適 □否	
3	客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	□適 □否	客室の出入口の総数(　　) うち営業所外へ直接通ずるもの以外の出入口で施錠設備を設けているものの数(　　)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第30条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、10ルクス以下とならないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること(全てのスイッチ及び測定箇所とその照度との関係を明示すること。)。	□適 □否	別添「営業所の平面図」に記載した測定結果のとおり
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
6	ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「政令」という。)第8条に規定する営業は、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。	□適 □否	
7	ぱちんこ屋及び政令第15条に規定する営業は、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。	□適 □否	
備考			

注1　該当する□に、レ印を付してください。

注2　政令第8条に規定する営業：回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じやん球遊技機その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第3号に規定する遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものをいいます。

注3　政令第15条に規定する営業：遊技の結果に応じ客に賞品を提供して遊技させる営業をいいます。

第17号様式(第5関係)

構造設備調査表 (5号営業関係)		営業所	名称	
			種別	5号営業(　　)

	調査項目	調査結果	備考
1	客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと(仕切り、ついたて、カーテン、椅子等については、その高さを明示すること。)。	□適 □否	設備の有無(括弧内には高さ、長さ等を記載すること。) 仕切り　□無　□有　(　　) ついたて　□無　□有　(　　) カーテン　□無　□有　(　　) 椅子等　□無　□有　(　　) その他(設備の名称等　　)
2	善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。	□適 □否	
3	客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。	□適 □否	客室の出入口の総数(　　) うち営業所外へ直接通ずるもの以外の出入口で施錠設備を設けているものの数(　　)
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第30条に規定する方法により測定した営業所内の照度が、10ルクス以下とならないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること(全てのスイッチ及び測定箇所とその照度との関係を明示すること。)。	□適 □否	別添「営業所の平面図」に記載した測定結果のとおり
5	規則第32条に規定する方法により測定した騒音又は振動の数値が、高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条に規定する数値に満たないよう維持されるための必要な構造又は設備を有すること。	□適 □否	別添「営業所の平面図」及び「営業所の周囲の略図」に記載した測定結果又は構造・設備確認結果のとおり
6	遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。	□適 □否	設備の有無 □紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備 無・有(　　) □現金又は有価証券を提供するための装置を有する遊技設備 無・有(　　)
備考			

注　該当する□に、レ印を付してください。

第18号様式(第5関係)

<table>
<tr><td colspan="4">営業所の設置地域等に関する調査結果</td></tr>
<tr><td colspan="2">調　査　日　時</td><td colspan="2">年　月　日　午前・午後　時　分から
年　月　日　午前・午後　時　分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">調　査　員</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">営業所</td><td>名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>種　別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>営　業　者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">調査結果</td><td rowspan="4">風俗営業</td><td>都市計画法上の用途地域</td><td colspan="2">地域種別：第　　種地域
確認方法：</td></tr>
<tr><td>第一種地域該当の有無</td><td colspan="2">第一種地域(注1)に
□　該当する　　□　該当しない</td></tr>
<tr><td>保全対象施設による制限区域該当の有無</td><td colspan="2">制限区域に
□　該当する　　□　該当しない
別添「保全対象施設調査表」のとおり</td></tr>
<tr><td>営業所の周囲の略図</td><td colspan="2">別添のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特定遊興飲食店営業</td><td>設置許容地域該当の有無</td><td colspan="2">設置許容地域(注2)に
□　該当する　　□　該当しない</td></tr>
<tr><td>保全対象施設による制限区域該当の有無</td><td colspan="2">制限区域に
□　該当する　　□　該当しない
別添「保全対象施設調査表」のとおり</td></tr>
<tr><td>設置許容地域に該当しない場合</td><td colspan="2">ホテル等内適合営業所の基準(注3)に
□　適合する　　□　適合しない</td></tr>
<tr><td>営業所の周囲の略図</td><td colspan="2">別添のとおり</td></tr>
</table>

注1　第一種地域：高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(以下「条例」という。)第2条第1項第1号及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第3条に規定する第一種地域をいいます。

注2　設置許容地域：条例第23条に規定する特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域をいいます。

注3　ホテル等内適合営業所の基準：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第76条に規定する基準をいいます。

注4　該当する□に、レ印を付してください。

第19号様式(第5関係)

保全対象施設調査表 (第二種地域)		営業所	名称	
			種別	

調査対象施設		距離	調査結果
学校	幼稚園	25メートル以内	□無　□有(　　m)
	小学校		□無　□有(　　m)
	中学校		□無　□有(　　m)
	義務教育学校		□無　□有(　　m)
	高等学校		□無　□有(　　m)
	中等教育学校		□無　□有(　　m)
	特別支援学校		□無　□有(　　m)
	大学		□無　□有(　　m)
	高等専門学校		□無　□有(　　m)
図書館			□無　□有(　　m)
児童福祉施設	助産施設		□無　□有(　　m)
	乳児院		□無　□有(　　m)
	母子生活支援施設		□無　□有(　　m)
	保育所		□無　□有(　　m)
	幼保連携型認定こども園		□無　□有(　　m)
	児童厚生施設		□無　□有(　　m)
	児童養護施設		□無　□有(　　m)
	障害児入所施設		□無　□有(　　m)
	児童発達支援センター		□無　□有(　　m)
	児童心理治療施設		□無　□有(　　m)
	児童自立支援施設		□無　□有(　　m)
	児童家庭支援センター		□無　□有(　　m)
病院		10メートル以内	□無　□有(　　m)
診療所(患者の収容施設を有するもの)			□無　□有(　　m)

注1　「距離」欄は、調査対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から営業所の敷地までの直近距離をいいます。

注2　該当する□に、レ印を付してください。

第20号様式(第5関係)

保全対象施設調査表 (第三種地域)		営業所	名称	
			種別	

調査対象施設		距離	調査結果
学校	幼稚園	75メートル以内	□無　□有(　　m)
	小学校		□無　□有(　　m)
	中学校		□無　□有(　　m)
	義務教育学校		□無　□有(　　m)
	高等学校		□無　□有(　　m)
	中等教育学校		□無　□有(　　m)
	特別支援学校		□無　□有(　　m)
	大学		□無　□有(　　m)
	高等専門学校		□無　□有(　　m)
図書館			□無　□有(　　m)
児童福祉施設	助産施設		□無　□有(　　m)
	乳児院		□無　□有(　　m)
	母子生活支援施設		□無　□有(　　m)
	保育所		□無　□有(　　m)
	幼保連携型認定こども園		□無　□有(　　m)
	児童厚生施設		□無　□有(　　m)
	児童養護施設		□無　□有(　　m)
	障害児入所施設		□無　□有(　　m)
	児童発達支援センター		□無　□有(　　m)
	児童心理治療施設		□無　□有(　　m)
	児童自立支援施設		□無　□有(　　m)
	児童家庭支援センター		□無　□有(　　m)
病院		50メートル以内	□無　□有(　　m)
診療所(患者の収容施設を有するもの)			□無　□有(　　m)

注1　「距離」欄は、調査対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から営業所の敷地までの直近距離をいいます。

注2　該当する□に、レ印を付してください。

第21号様式(第5関係)

保全対象施設調査表 (第四種地域)		営業所	名称	
			種別	

調査対象施設		距離	調査結果
学校	幼稚園	50メートル以内	□無　□有(　　m)
	小学校		□無　□有(　　m)
	中学校		□無　□有(　　m)
	義務教育学校		□無　□有(　　m)
	高等学校		□無　□有(　　m)
	中等教育学校		□無　□有(　　m)
	特別支援学校		□無　□有(　　m)
	大学		□無　□有(　　m)
	高等専門学校		□無　□有(　　m)
図書館			□無　□有(　　m)
児童福祉施設	助産施設		□無　□有(　　m)
	乳児院		□無　□有(　　m)
	母子生活支援施設		□無　□有(　　m)
	保育所		□無　□有(　　m)
	幼保連携型認定こども園		□無　□有(　　m)
	児童厚生施設		□無　□有(　　m)
	児童養護施設		□無　□有(　　m)
	障害児入所施設		□無　□有(　　m)
	児童発達支援センター		□無　□有(　　m)
	児童心理治療施設		□無　□有(　　m)
	児童自立支援施設		□無　□有(　　m)
	児童家庭支援センター		□無　□有(　　m)
病院		25メートル以内	□無　□有(　　m)
診療所(患者の収容施設を有するもの)			□無　□有(　　m)

注1　「距離」欄は、調査対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から営業所の敷地までの直近距離をいいます。

注2　該当する□に、レ印を付してください。

第22号様式(第5関係)

<table>
<tr><td rowspan="2">保全対象施設調査表
(営業所設置許容地域)</td><td rowspan="2">営業所</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>種別</td><td>特定遊興飲食店営業</td></tr>
<tr><td>調査対象施設</td><td colspan="2">距離</td><td>調査結果</td></tr>
<tr><td>児童福祉施設(深夜においても入所又は入院をさせる施設に限る。)</td><td colspan="2">25メートル以内</td><td>□無
□有(　　m)</td></tr>
<tr><td>病院</td><td colspan="2" rowspan="2">10メートル以内</td><td>□無
□有(　　m)</td></tr>
<tr><td>診療所(患者の収容施設を有するもの)</td><td>□無
□有(　　m)</td></tr>
</table>

注1　「距離」欄は、調査対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲から営業所の敷地までの直近距離をいいます。

注2　該当する□に、レ印を付してください。